

## 昭和二十八年政令第二百五十八号

## 軌道法施行令

内閣は、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条及び第三十三条の規定に基き、この政令を制定する。

（特許の申請等）

第一条 軌道法（以下「法」という。）第三条の規定による特許を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

第二条 所管地方運輸局長は、前条第一項の申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、期限を指定して、申請に係る軌道が敷設される道路の道路管理者の意見を徴しなければならない。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により意見を求められたときは、期限を指定して、当該地方公共団体の議会の意見を徴しなければならない。

第三条 所管地方運輸局長は、前条第一項の意見の答申があつたとき、又は同項の期限が到来したときは、遅滞なく、第一条第一項の申請書に国土交通省令で定める事項を記載した書類を添えて、国土交通大臣に送付しなければならない。

（起業目論見書の記載事項についての変更）

第四条 軌道経営者は、法第三条の規定により起業目論見書の記載事項の変更についての特許を受けようとするときは、申請書を、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、起業目論見書の記載事項についての変更が国土交通省令で定める軽微な変更と該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

3 前二条の規定は、所管地方運輸局長が第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、変更しよとすることを道路に重大な関係を有するときに準用する。

（工事施行等の認可の申請等）

第五条 法第五条第一項の規定による工事施行の認可を受けようとする軌道経営者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出し、且つ、軌道を敷設する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図を都道府県知事に提出しなければならない。

2 第二条及び第三条の規定は、都道府県知事が前項の申請書の提出を受けた場合に準用する。

3 第一項に規定する軌道経営者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を所管地方運輸局長に提出しなければならない。

第六条 軌道経営者は、法第五条第一項の規定による工事施行の認可を受けた後、同項の規定により線路又は工事方法書の記載事項の変更についての認可（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行うこととされた認可を除く。）を受けようとするときは、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出するとともに、線路を変更し、又は工事方法書に記載した事項について変更する場合に占用することとなる道路又は河川に関する占用面積図を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する線路又は工事方法書の記載事項の変更が国土交通省令で定める軽微な変更と該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出ることをもって足りる。

3 第二条及び第三条の規定は、都道府県知事が第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、変更しようとする事項が道路に重大な関係を有するときに準用する。

4 軌道経営者は、第一項の規定による認可を受けようとするときは、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を所管地方運輸局長に提出しなければならない。

5 軌道経営者は、第二項の規定による届出をする場合には、届出書の副本を所管地方運輸局長に提出しなければならない。

第七条 都道府県知事は、第五条第一項又は前条第一項の規定による認可があつたときは、これらの規定に規定する道路又は河川の管理者にその旨を通知するとともに、これらの規定により提出を受けた占用面積図を送付しなければならない。

第七条の二 法第五条第二項の規定による申請をしようとする軌道経営者は、申請書を、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（工事の着手等）

第八条 軌道経営者は、工事施行の認可に係る工事に着手し、又はこれを竣工したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

3 法第七条第二項において準用する法第五条第二項の規定による申請をしようとする軌道経営者は、申請書を、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（道路管理者による工事の執行）

第九条 都道府県知事は、法第八条第一項の規定により道路管理者に工事の執行の指示をしようとするときは、道路管理者及び軌道経営者の意見を徴した上、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 工事設計書

二 工費予算書

三 工費負担調査書

第十条 都道府県知事は、前条の認可を受けたときは、工事の設計、着手及び竣工の期限並びに工費予算を道路管理者に示して、これに工事の執行を指示し、かつ、その旨を軌道経営者に通知しなければならない。

2 道路管理者は、前項の工事を竣工したときは、遅滞なく、工事竣工調査及び工費精算書を作成して都道府県知事及び軌道経営者に提出しなければならない。

第十一条 都道府県知事は、法第十二条第二項の規定により道路の維持及び修繕の指示をする場合並びに法第二十四条第二項の規定により原状回復の工事の指示をする場合には、工事の設計、着手及び竣工の期限並びに工費予算を道路管理者に示して、これに工事の執行を指示し、かつ、その旨を軌道経営者に通知しなければならない。

2 前条第二項の規定は、道路管理者が前項の工事を竣工した場合に準用する。

第十一条の二 法第八条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁定を受けようとする道路管理者及び軌道経営者は、申請書を、都道府県知事を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（軌道敷地を道路敷地とする場合）

第十二条 国土交通大臣が法第九条の規定により軌道敷地を自ら管理する道路の道路敷地としようとするときは、国土交通大臣は、あらかじめ、軌道経営者の意見を徴してこれをしなければならない。

2 国土交通大臣以外の道路管理者は、法第九条の規定により軌道敷地を道路敷地としようとするときは、軌道経営者の意見を徴した上、所管地方運輸局長の認可を受けなければならない。



附 則 (平成十二年六月七日政令第三二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則

(令和四年三月二十五日政令第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。